



ポプラ社



保育における「子どもの読む権利（Children's Rights to Read）」の展望

若林陽子

東京大学大学院教育学研究科博士課程・日本学術振興会

東京大学CEDEP×株式会社ポプラ社

共同研究プロジェクト シンポジウム

2020/12/4

はじめに

- ▶ 幼い頃に大人から「本を読め」と言われた経験がある人もいるかもしれませんが...





- ▶ 読書活動は実際の乳幼児にどのような効果を与えるのか。
〔教育・発達心理学など〕
- ▶ 乳幼児をとりまく読書環境の実態はどのようなものか。
〔Cedep調査〕
- ▶ そもそも読書は、乳幼児の生活においてどのような活動として意義づけられるのか。なぜ読書が重要なのか。

- 
- ▶ 読書することを乳幼児自身がもつ権利のひとつとして意味づけ直すという考え方を、本発表では提案する。

1. 子供は、読む**基本的な人権**を有しています。
2. 子供は、印刷またはデジタル形式の文書に**アクセス**する権利を有しています。
3. 子供は、何を読むか**選ぶ**権利を有しています。
4. 子供は、自分たちの経験や言語を**反映する**文書を読む権利を有し、他者の人生への**窓**を開き、我々の多様な世界への**ドア**を開く権利を有しています。
5. 子供は、**楽しみ**のために読む権利を有しています。
6. 子供は、知識と読み書き能力を持った識字パートナーとの**協力的な**読書環境を持つ権利を有しています。
7. 子供は、読む他にも十分な**時間**を持つ権利を持っています。
8. 子供は、読むことによって学んだことをローカルまたはグローバルに他者と**共有**する権利を有しています。
9. 子供は、読むことを書く、話す、および視覚的に表現するなどの他の形式の**コミュニケーション**のきっかけする権利を有しています。
10. 子供は、官公庁および、読み書き指導を**支援**する組織から経済的および物質的な援助を受ける権利を有しています。

紙だけでなくデジタル
メディアにもアクセス
できる

(周囲の大人が多様な
本・絵本を用意したうえで
子どもが) 読むものを
自分で選べる

1. 子供は、読む**基本的な人権**を有しています。
2. 子供は、印刷またはデジタル形式の文書に**アクセス**する権利を有しています。
3. 子供は、何を読むか**選ぶ**権利を有しています。
4. 子供は、自分たちの経験や言語を**反映する**文書を読む権利を有し、他者の人生への**窓**を開き、我々の多様な世界への**ドア**を開く権利を有しています。
5. 子供は、**楽しみ**のために読む権利を有しています。
6. 子供は、知識と読み書き能力を持った識字パートナーとの**協力的な**読書環境を持つ権利を有しています。
7. 子供は、読む他にも十分な**時間**を持つ権利を持っています。
8. 子供は、読むことによって学んだことをローカルまたはグローバルに他者と**共有**する権利を有しています。
9. 子供は、読むことを書く、話す、および視覚的に表現するなどの他の形式の**コミュニケーション**のきっかけする権利を有しています。
10. 子供は、官公庁および、読み書き指導を**支援**する組織から経済的および物質的な援助を受ける権利を有しています。

理解目標や様々な条件を与えられずに、読むことそれ自体に浸ることができる

「読むために設定された時間」以外に、一人あるいは他者と、自分の読みたいものを読む時間を教育施設内外においてたっぷり過ごせる

子どもの読む権利 (Children's Rights to Read) の意義と可能性

- ▶ 子どもが読むもの・読み方に関する決定権をもって読むこと自体を楽しむ権利が認められている。
- ▶ 読む主体は子ども自身であり、読むことを通して子どもは社会的・精神的な幸福を得るべきであるという点が改めて確認されている。



保育の読書環境を権利保障の観点から評価するならば...

想定される評価観点の例

- ▶ 保育において絵本・本を選ぶのは誰か。
- ▶ 絵本・本に子どもが自由に触れられる時間が、いわゆる「読み聞かせの時間」以外にどのくらいあるか。そのような時間の過ごし方に関して、保育者と子どもの中に暗黙のor明示的な理解があるか。

Cedep報告書速報版「保育・幼児教育施設における『絵本』に関する調査」より抜粋（p.14）

- ▶ 保育者や園長、主任が施設で購入する絵本・本の主たる選び手になっていた一方で、子ども自身が購入する絵本選び参与することはそれほど多くないことがわかりました。子どもが自ら読む本を選ぶ主体になりうるということ、園やクラスに配置する絵本を購入・導入する段階から意識していくことも重要かもしれません。
- ▶ 今後の調査では、本調査結果を踏まえた上で、どのような絵本・本を、園やクラスにどのように配置したり、活用したりしているのか等、絵本・本環境の質の具体的な側面について、さらに検討を加えていく予定です。

まとめ

- ▶ 子どもにとって読書はそもそも子ども自身のもつ権利である。
- ▶ なかでも、子どもが読むもの・読み方に関する決定権をもって、読むこと自体を楽しむ権利があるということが近年確認されている。
- ▶ このような権利を保障するための保育環境を具体的に構想することによって、子ども自身にとって居心地の良い子どもと本の関係が生まれる可能性がある。
- ▶ 今後の課題として、保育の個別の実態に即して権利が保障されづらい状況を明らかにすることで、「子どもの読む権利」が具体的に子どものだのような幸福を守るべきかを精査する必要がある。

ご清聴ありがとうございました